

(案)

水処理用薬剤売買単価契約書

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、水処理用薬剤
（以下「薬剤」という。）の売買単価について、次のとおり契約する。

第1条 薬剤の売買単価は、別表のとおりとする。

2 乙が甲に納める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。
ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号に該当すると認められるときは、免除することができる。

第2条 この契約の期間は、令和6年 月 日から令和7年3月31日までとする。

第3条 乙は甲の指示により薬剤を納品するものとする。

第4条 乙は、前条により納品したときは、納品書を甲に提出するものとする。

第5条 乙はこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条 乙は、薬剤を納品しようとするときは、品質・規格・数量等について、甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した薬剤は、乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取り替え、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

3 前項の取り替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

第7条 乙は、納品した薬剤に対し、1カ月ごとにとりまとめて請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、1カ月使用の薬剤量を算出し、薬剤料金を甲に請求する。

第8条 第1条に定める契約単価を改訂する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

第9条 乙の責に帰すべき理由により契約が履行されない場合において、甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

第10条 甲は、乙がつぎの事項に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められたとき。

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し当事者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 那覇市泉崎1丁目2番2号
名称 沖縄県
氏名 沖縄県知事 玉城 康裕 印

住所
名称
氏名 印

【 別 表 】

品 名	規 格	予定数量※	単位	単 価 (円)
次亜塩素酸ソーダ	有効塩素 12%	5,000	kg	
次亜塩素酸ソーダ (20kgキュービックテナー)	有効塩素 12%	25 (15)	缶	
ポリ塩化アルミニウム	有効濃度 10%	430	kg	
原塩	NaCl 98% 25kg	500 (30)	袋	
硬度指示薬	ハイカラーL10	1	個	
残留塩素測定DPD試薬	100包/箱	1	箱	
防錆剤 (冷水、冷却水用)	ハイクリーンCC 非クロム系 固 形	45	kg	
水ろ過用保安フィルター (冷水、散布水用)	250L/本 処分費含む	130	本	
抗レジオネラ用空調水処理剤	10kg/缶	80	缶	

※数量の()は、北部及び中部合同庁舎分のものです。

※予定数量は保証をしているものではありません。

※単価は消費税抜きの額である。